

軽自動車税率が変わります

地方税法改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。適用される税率は、車両の種類や最初の新規検査年月によって異なります。

原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車

平成27年4月1日現在で登録されている次の車種の車両すべてに、平成27年度から新税率が適用されます。

車種	平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	50cc以下①	1,000円
	50ccを超え90cc以下②	1,200円
	90ccを超え125cc以下	1,600円
	50cc以下ミニカー	2,500円
軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	2,400円	3,600円
小型二輪 (250ccを超えるもの)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他のもの	4,700円
		5,900円

※① 50cc以下と② 90cc以下の税額は同じですが、ナンバープレートの区分はこれまでと変わりません。

軽三輪・軽四輪以上のもの

最初の新規検査年月(自動車検査証の「初度検査年月」)により、現行税率、新税率、重課税率(平成28年度から)のいずれかの税率になります。

中古車で購入される場合の税率も、自動車検査証の初度検査年月で判断することになります。

平成28年度以降、最初の新規検査を受けて、13年を経過した車両に対し、新税率の約20%が増税されます。

平成28年度に重課税率の対象となる車両は、平成15年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものになります。

電気自動車、天然ガス自動車、メタンノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引車は重課税率の対象外になります。

軽四輪の乗用・家用車の例

車種	平成27年度		平成28年度
	最初の新規検査年月(初度検査年月)		
	平成27年3月31日まで(現行税率)	平成27年4月1日以降(新税率)	13年経過※(重課税率)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円
	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
			8,200円

平成27年4月1日に新車を新規取得した場合

- 平成27年度(40年度課税) 1万800円(新税率)
- 平成41年度課税(新税率) 1万2900円(最初の新規検査から13年を経過した翌年度)

氷川町空き家バンク登録物件募集中

町では、昨年10月から空き家バンク事業を開始しました。空き家バンクとは、町内の賃貸・売却できる空き家を登録してもらい、その物件の情報をホームページなどを利用して提供する仕組みです。

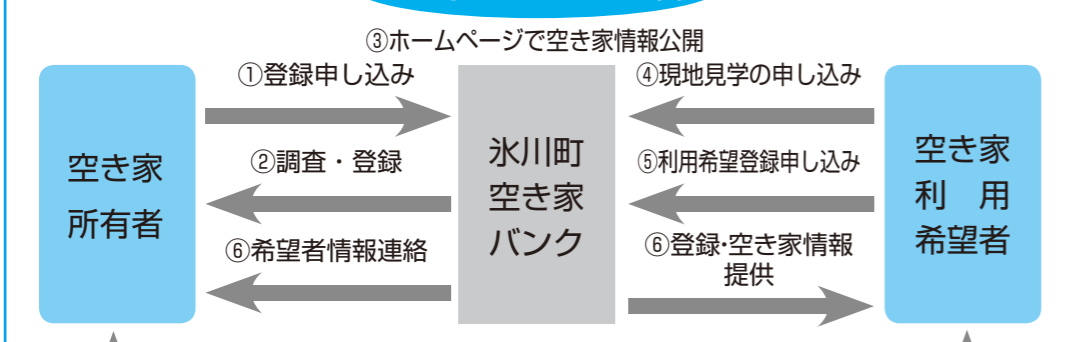
全国的にも多くの市町村で導入されており、移住定住者を迎える受け皿として活用されています。

近年氷川町においても、移住定住を希望される人から空き家についてのお問い合わせを多くいただいております。

一方、空き家自体は町内に多く点在しており、所有者の中には、今後空き家をどう利用していくか検討されている人もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、町では空き家バンクの積極的な活用をお願いしております。「家が空いているから貸してもいい」「売ってもいい」という人は、まずは総務振興課までお問い合わせください。その後の進め方など、詳しく説明させていただきます。住宅は大切な資産である一方、空き家になると老朽化が進みやすくなり、維持のために定期的な管理が必要となります。

空き家バンクイメージ図



空き家の活用方法の一つとして検討をお願いします。なお、ホームページでの空き家情報の公開は、準備が整い次第

【お問い合わせ先】

宮原振興局総務振興課
まちづくり推進係
☎62・2317(直通)

忘れずに申告を

償却資産(固定資産税)申告

固定資産税は毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告をしなければなりません。

- ◆課税対象 次の要件を備えるもの
 - 土地・家屋以外の事業に利用することができる資産
 - 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ◆減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費として算入できるもの(耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するものおよび20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く)

自動車税や軽自動車税の対象である車両などでない

平成27年5月に新車を新規取得した場合

- 平成28年度(40年度課税) 1万800円(新税率)
- 平成41年度課税(新税率) 1万2900円(最初の新規検査から13年を経過した翌年度)

平成14年5月に新車で新規取得した場合

- 平成27年度課税(現行税率) 7200円
- 平成28年度課税(新税率) 1万2900円(最初の新規検査から13年を経過した翌年度)

平成28年5月に中古で車両を取得した場合

- ①自動車検査証の初度検査年月が「平成27年4月」の場合
 - 平成29年度(40年度課税) 1万800円(新税率)
 - 平成41年度課税(新税率) 1万2900円(最初の新規検査から13年を経過した翌年度)
- ②自動車検査証の初度検査年月が「平成27年3月」の場合
 - 平成29年度(39年度課税) 7200円(現行税率)
 - 平成40年度課税(新税率) 1万2900円(最初の新規検査から13年を経過した翌年度)

軽自動車などの廃車手続きについて

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農耕作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。そのため、4月2日以降に廃車されてもその年度の軽自動車税が課税されます。現在、使用していない軽自動車などをお持ちで、廃車の手続きをされていない所有者はお早めに手続きをお願いします。

車種	手続き場所
第1種 (50cc以下)	氷川町役場税務課または宮原振興局総務振興課 ☆手続きに必要なもの ・ナンバープレート ・所有者・使用者の印鑑
第2種乙 (90cc以下)	
第2種甲 (125cc以下)	
ミニカー	軽自動車検査協会(熊本事務所) 熊本市東区東本町16番3号 ☎050-3816-1758
農耕用・リフトなど	熊本運輸支局 熊本市東区東町4丁目14番35号 ☎050-5540-2086
軽自動車 (三輪・四輪)	
小型二輪自動車	
軽二輪自動車	

◆償却資産の評価 償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のとおりです。

①前年中に取得された償却資産の評価
取得価額×(1-減価率/2)

②前年前に取得された償却資産の評価
前年度の評価額×(1-減価率)

※求めた額が(取得価額×5/100)より小さい場合は、その求められた額を価格とします。

◆税額の算定 評価額を課税標準額として、次の算式により税額を算定します。

課税標準額×税率(1.4%)

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

【お問い合わせ先】
税務課資産税係
☎52・5853(直通)